

令和7年度「青少年の被害・非行防止強調月間」

青少年の非行・被害防止にみんなで取り組みましょう！

7月と8月の2か月間は、学校が夏休みに入ることもあり、青少年の生活のリズムが乱れ、非行・被害に陥りやすいとされています。

それぞれの家庭、学校、職場、地域社会の実情に応じた具体的な活動に積極的に参加して、県民一人一人が青少年の非行・被害防止に取り組みましょう。

趣旨： 次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、引き続き、特定少年(18歳及び19歳の者をいう。)を含めた少年の健全育成及び非行防止のため、国、地方公共団体、関係機関などが、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要です。

こども家庭庁では、学校が夏季休業に入る7月を「青少年の被害・非行防止 全国強調月間」とし、青少年の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施しています。

これを受けて熊本県では、夏季休業期間中である7月と8月の2か月間を「青少年の被害・非行防止強調月間」とし、関係機関・団体等が相互に協力・連携しながら、地域の実情に合わせて青少年の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施することにより、青少年の健全育成について県民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着を図ることとしています。

主唱： 熊本県、熊本県青少年育成県民会議

期間： 令和7年7月1日(火)から8月31日(日)までの2か月間

最重点課題：インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

重点課題

- (1)有害環境への適切な対応
- (2)薬物乱用対策の推進
- (3)不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- (4)再非行(犯罪)の防止
- (5)重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

<お問い合わせ先>

多良木町教育委員会 社会教育係 ☎ 42-1266